

【医療機関・薬局】 医薬品マスタ等の設定について

医薬品マスタ等の不適切な設定や設定不足により、

- 「医師・歯科医師が処方していない医薬品名」
- 「医師・歯科医師が意図していない単位」

が表示される可能性があります。

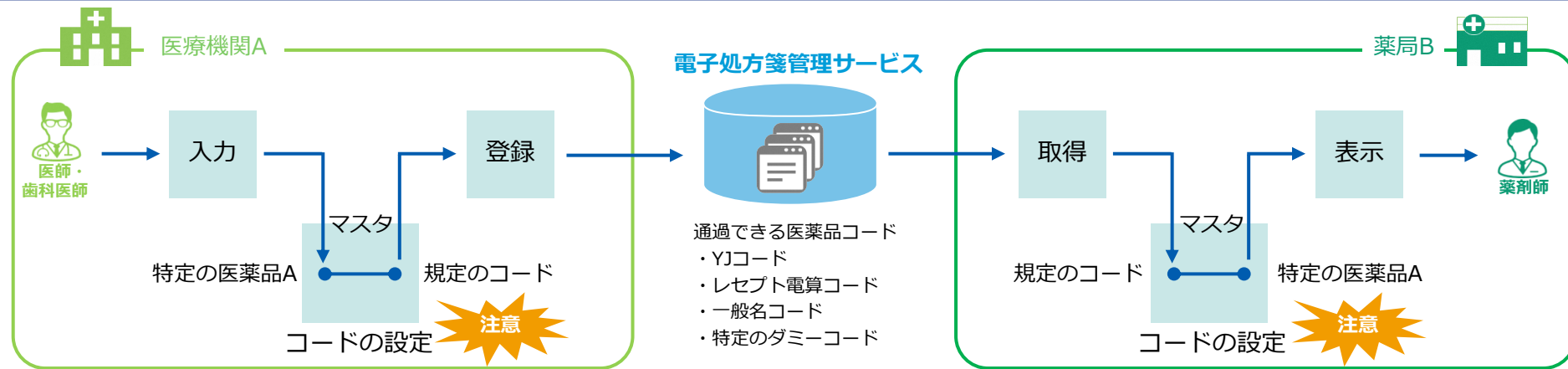
電子処方箋の運用に当たって、必ず設定を確認してください。

(詳細は次ページ以降)

(注) 電子処方箋の運用以外の場でも、各種マスタの適切な設定が重要です。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定が適切に行われたか確認したうえで運用するようお願いいたします。
- また、ダミーコードの使用により、医療機関・薬局間の意思疎通の不備に繋がる可能性がありますので、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかのご使用をお願いいたします。



注意

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定する場合は、設定誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ ダミーコード（※）は**設定しないようにしてください。**

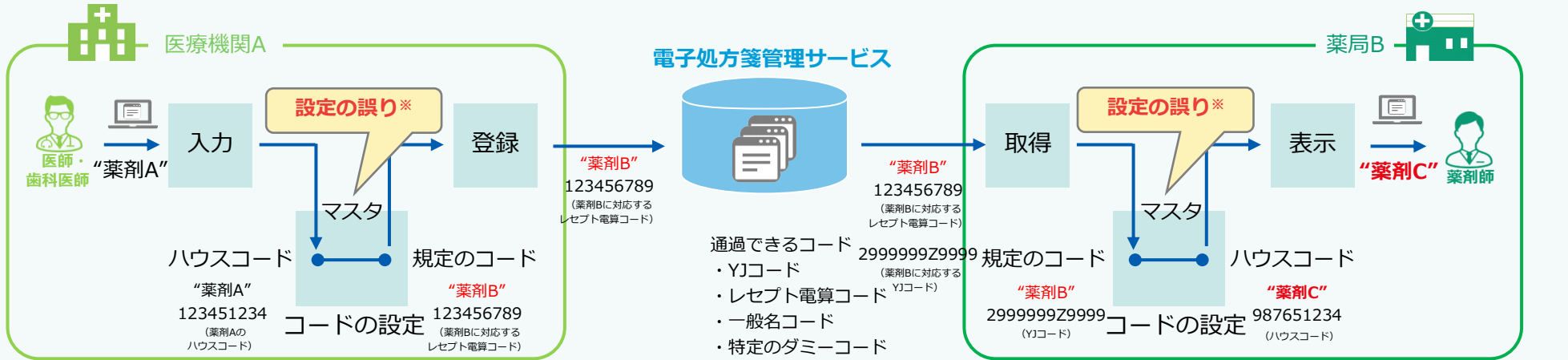
（※）電子処方箋管理サービス側においても、改修を含む防止策を検討しています。

上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

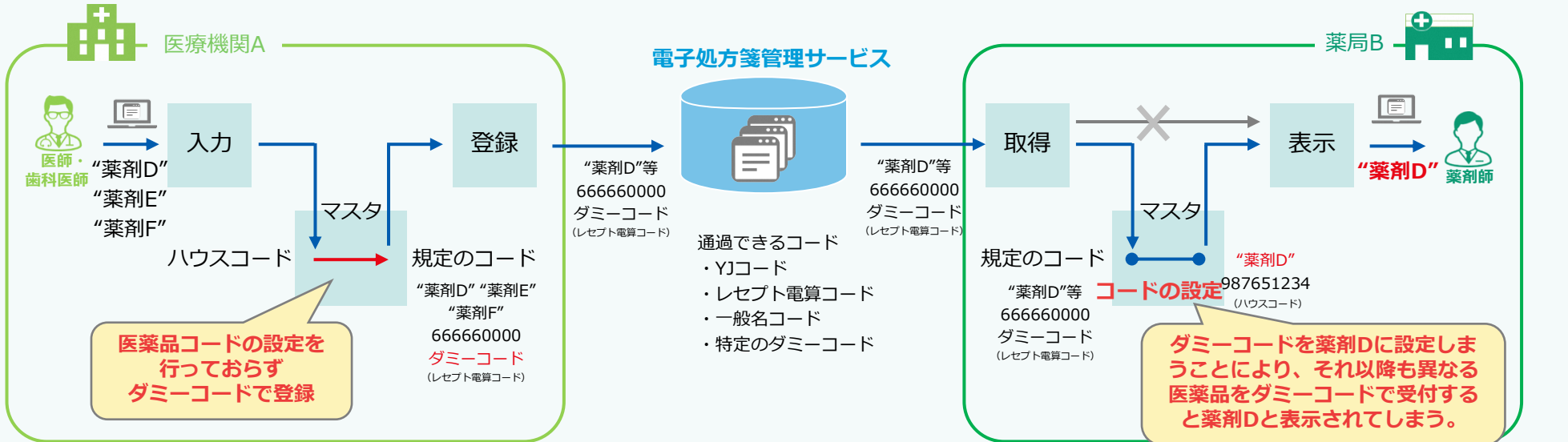
パターン1

- 医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いることとされている規定のコードとの設定を誤ってしまう。



パターン2

- 医療機関において医薬品をダミーコードで登録しており、薬局において、ダミーコードと特定の医薬品を設定してしまう。



【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

具体例のイメージ

(パターン1)

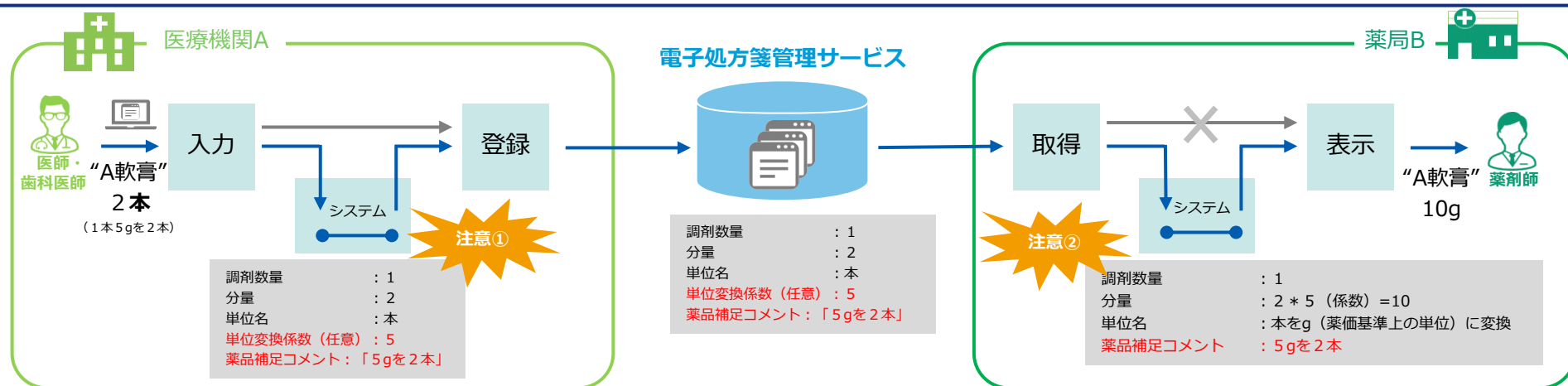
- ・医療機関Aにおいて、引換番号付きの紙の処方箋でピオグリタゾン処方したつもりが、電子処方箋管理サービスに登録した情報を見たら、カルボシステインになっていた。医療機関システム内のマスタの設定を確認したところ、マスタの設定不備があったことに気づいた。
- ・医療機関Bにおいて、アセトアミノフェン錠200mgを引換番号付きの紙処方箋処方して発行した。薬局Cにおいて、引換番号に基づき処方情報を取得したところ、アセトアミノフェン錠100mgが表示された。ただし、紙の処方箋（原本）や処方情報中のテキスト情報を確認したところ、アセトアミノフェン錠200mgが記録されており、薬局システム内のマスタの設定不備があったことに気づいた。

(パターン2)

- ・医療機関Dにおいて、オセルタミビルを処方。薬局Eで電子処方箋を応需し、マスタにない医薬品コードであったため、オセルタミビルを設定。（この際、医療機関D・薬局E共にダミーコードを意識していなかった。）
後日、医療機関Dにおいて、ゾルピデムを処方。薬局Eで電子処方箋を応需したところ、オセルタミビルが表示された。患者は不眠で医療機関Dを受診したとのことだったので、医療機関Dに確認したところ、医療機関DではY Jコードの設定が完了できておらずダミーコードを使ってしまっており、薬局Eではダミーコードに特定の医薬品（オセルタミビル）を設定していたことに気づいた。

【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で電子処方箋管理サービスに処方情報を登録する場合は、ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認を行っていただくようお願いいたします。
- 薬価基準上の単位以外での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定がない場合には、薬局において処方意図と異なる表示の要因となります。



注意①

- ✓ 薬価基準上の単位以外で登録する場合には、**ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認**をしてください。**単位を変換する係数が必要な場合は合わせて登録してください。**また、薬価基準上の単位で登録する場合には、**(1以外の) 係数が登録されることのないようにしてください。** (注) システム上適切に設定がなされているか確認してください。
- ✓ **製剤上の単位が必要な場合は、薬品補足コメントとして設定してください。**

注意②

- ✓ 電子処方箋管理サービスからは、医療機関から登録された単位名も薬局側に送信されていますが、**単位変換する係数がなかった場合の表示のされ方についてご確認いただくとともに、薬品補足コメントなども併せて確認してください。**

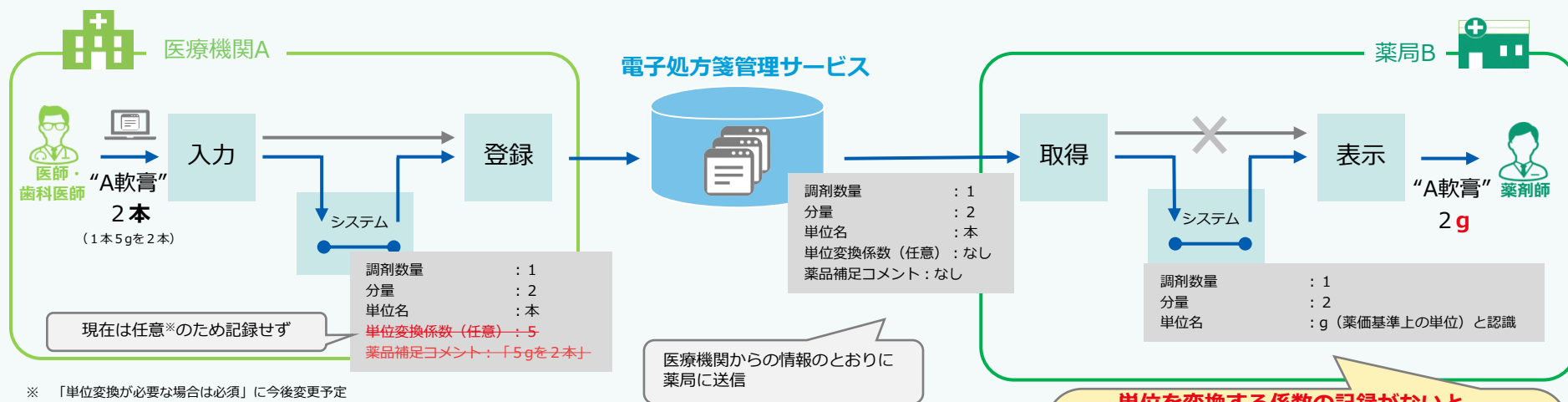
意図した/意図された用量とは異なる用量が表示される要因となるので、上記の点を確認してください。

薬局においては、これまでに応需実績のない医療機関から受け付けた場合等は、特にご注意ください。

【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

パターン3

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で、電子処方箋管理サービスに登録する場合に、システムでの分量の変換や、単位を変換する係数の設定をせずに登録される。
- 薬局においては、薬価基準上の単位での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定もないことから、薬局システムで表示されたものは処方意図と異なるものとして表示される。



※ 「単位変換が必要な場合は必須」に今後変更予定
(システムベンダ向けの技術文書)

**単位を変換する係数の記録がないと、
薬局システムにおいて、「薬価基準上の単位」
での記録と判断し表示される可能性があります。
今後、単位変換が必要な場合は記録がなされる
形とする予定ですが、それまでの間は、「薬価
基準上の単位」か「薬価基準と異なる単位」か
注意して確認し、薬品補足コメントなども併せ
てご確認ください。**

(参考) 用語の定義・解説

用語	定義・解説
マスタ	システムへの入力に必要な基礎的なデータを集めたデータ集のこと。 例) 医薬品マスタ (薬品名称、規格、薬価基準収載コード、薬価などが登録されている)
ハウスコード	医療機関や薬局が自院 (局) で運用しているシステムで使用しているデータ (例えば医薬品のデータ) 個々に付与されている独自のコード。
ダミーコード	マスタに登録されていない医薬品などをシステムで利用する際に一時的に利用するコード。ダミーコード自体は特定の医薬品などを意味しない。
薬品補足情報	データに記録する医薬品についてテキストで補足する情報。薬品補足レコード (欄) に文字列 (テキスト) で記載する。
単位を変換する係数 (単位変換係数)	薬価基準上で定義されている単位と異なる単位で医薬品を処方する場合に、必要な変換係数を医療機関システムから記録する。